

都市間交流事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

最終改正:令和4年10月31日施行

改正内容:令和4年10月31日施行 [令和5年4月1日]

○都市間交流事業補助金交付要綱

平成27年4月1日施行

改正

平成31年4月1日施行

令和4年10月31日施行

都市間交流事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、イメージアップ戦略の取組として、本市と交流のある自治体等との相互交流を積極的に支援することにより交流人口の拡大を図ることを目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、都市間交流事業を実施する団体のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利活動、宗教活動、政治活動を目的とするものを除く。

- （1）市内に事業所を有する事業者及びNPO法人
- （2）10人以上の市民で組織されている社会教育関係団体
- （3）その他市長が特に必要と認める団体

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とし、本市と交流のある自治体等との相互交流を目的とした都市間交流事業とする。

（補助対象経費等）

第4条 前条に規定する事業の実施に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、区分、補助限度額及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

交付対象経費	区分	補助上限額	補助率
相互交流に要する以下に掲げる経費 ・報償費 ・旅費 ・需用費（食糧費を除く。） ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 ・備品購入費（個人及び事業者の資産を形成するために要する経費を除く。） ・負担金 ・公課費	青少年の交流	500千円	10/10
	上記以外の交流	100千円	10/10
	上記以外の交流	100千円	1/2

備考 市以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、その額を差し引いた残りの額を補助対象経費とする。

2 前項による補助金に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

（概算払いの請求）

第5条 規則第8条の規定により、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

- （1）請求回数の上限は、1回とする。
- （2）1回あたりの請求額の上限は、交付決定額とする。

（財産処分の制限）

第6条 規則第23条第1項に規定する別に定める期間は、補助事業完了の日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数が経過する日までとする。

2 規則第23条第1項第3号に規定する別に定めるものは、取得原価が50万円以上のものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日施行）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日施行）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の第11条の規定は、この要綱施行後も、なおその効力を有する。